

# 平成25年3月市議会提出条例について

## (当初提案)

〔総務部総務課〕

### 【目次】

No.	条例名	ページ
1	福知山市事務分掌条例の一部を改正する条例	1
2	福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例	1
3	福知山市情報公開条例の一部を改正する条例	1
4	福知山市個人情報保護条例の一部を改正する条例	2
5	福知山市長及び副市長並びに上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例	2
6	福知山市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	3
7	福知山市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
8	福知山市退職手当支給条例等の一部を改正する条例	4
9	福知山市の特別職等の職員で常勤のものの退職手当に関する条例の一部を改正する条例	4
10	障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	5
11	福知山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	5
12	福知山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	6
13	福知山市介護保険条例の一部を改正する条例	7
14	福知山市企業誘致促進条例の一部を改正する条例	7
15	京都北部中核工業団地工場誘致に関する条例の一部を改正する条例	8
16	福知山市道路の構造の技術的基準を定める条例	8
17	福知山市道路標識の寸法に関する基準を定める条例	9
18	福知山市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例	9

No.	条例名	ページ
19	福知山市準用河川管理施設等の構造に関する条例	10
20	福知山市営住宅等の整備の基準に関する条例	10
21	福知山市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例	10
22	福知山市道路占用料条例の一部を改正する条例	11
23	福知山市営住宅条例の一部を改正する条例	11
24	福知山市都市公園条例の一部を改正する条例	12
25	福知山市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例	12
26	福知山市立公民館条例の一部を改正する条例	13

**1** 福知山市事務分掌条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

- 1 改正の理由  
市の機構改革に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容  
市民人権環境部の事務分掌に、「高齢者医療」を加えることとした。  
(第2条関係)
- 3 施行期日  
平成25年4月1日

**2** 福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

- 1 改正の理由  
附属機関の設置に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容  
市長の諮問等に基づき審議等を行う委員会等について整理を行い、新たな附属機関について条例で規定することとした。  
(別表関係)
- 3 施行期日  
平成25年4月1日

**3** 福知山市情報公開条例の一部を改正する条例（一部改正）【市長公室】

- 1 改正の理由  
国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部改正等に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。
- 2 改正の内容  
(1) 本則中、公務員の規定に独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員を加え、「公務員等」とすることとした。  
(第7条関係)

(2) 国が経営する国有林野事業が廃止されたことに伴い、文言の整理を行うこととした。(第7条関係)

3 施行期日

平成25年4月1日

4 福知山市個人情報保護条例の一部を改正する条例（一部改正）【市長公室】

1 改正の理由

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部改正等に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 事業者の定義において、法人等から除くものの規定に独立行政法人等及び地方独立行政法人を含めることとした。(第2条関係)

(2) 本則中、公務員の規定に独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員を加え、「公務員等」とすることとした。(第17条関係)

(3) 国が経営する国有林野事業が廃止されたことに伴い、文言の整理を行うこととした。(第17条関係)

3 施行期日

平成25年4月1日

5 福知山市長及び副市長並びに上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

市長及び副市長並びに上下水道事業管理者の給料月額を減額を行うことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、市長等の給料月額について次の減額を行うこととした。(附則第22項関係)

ア 市長 15パーセント

- イ 副市長 10パーセント
- ウ 上下水道事業管理者 5パーセント

- 3 施行期日  
平成25年4月1日

6 福知山市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
(一部改正)【職員課】

- 1 改正の理由  
教育長の給料月額の減額を行うことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容  
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、教育長の給料月額の5パーセントの減額を行うこととした。(附則第5項関係)
- 3 施行期日  
平成25年4月1日

7 福知山市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(一部改正)  
【職員課】

- 1 改正の理由  
特殊勤務手当の改正等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
  - (1) 既存の消防職員に対する手当を消防特殊業務手当として整理して規定することとした。(別表第3関係)
  - (2) 災害応急作業等手当に、本市の区域以外で災害復旧等のために従事した場合の手当を規定することとした。(別表第3関係)
  - (3) 給与構造改革後の昇給抑制分を1号級回復することとした。(附則関係)
- 3 施行期日

平成25年4月1日

8 福知山市退職手当支給条例等の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

職員の退職手当の支給割合の改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

職員の退職手当を段階的に引き下げ、平成27年4月1日以後、現行の支給額から14.9パーセント引き下げることにした。

（第1条から第4条まで関係）

3 施行期日

平成25年4月1日

9 福知山市の特別職等の職員で常勤のもの退職手当に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

特別職の職員で常勤のもの退職手当の支給割合の改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の退職手当を、平成25年4月1日以後、現行の支給額から14.9パーセント引き下げることにした。

（第3条関係）

3 施行期日

平成25年4月1日

**10** 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例  
(一部改正)【社会福祉課】

1 制定の理由

障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 制定の内容

障害者自立支援法の一部改正に伴い題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたため、次の条例中の引用する規定を改めることとした。

(1) 福知山市消防団員等公務災害等補償条例

(2) 福知山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

(3) 福知山市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員の定数等を定める条例

(第1条から第3条まで関係)

3 施行期日

平成25年4月1日

**11** 福知山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(新規)【高齢者福祉課】

1 制定の理由

地域主権改革に基づく、介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める必要がある。

2 制定の内容

介護保険法の一部改正により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定めることとした。また、市独自基準として次のとおり規定することとした。

(1) 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等を図るため、必要な体制の整備等を行い、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないこととした。

(第3条関係)

- (2) 指定地域密着型サービス事業者は、暴力団の支配及び影響を排除するため、管理者及び従業員は、暴力団員でないこと等を遵守しなければならないこととした。(第3条関係)
- (3) 指定地域密着型サービス事業者は、災害対応にかかる取組みをしなければならないこととした。(第3条関係)
- (4) 指定地域密着型介護老人施設の設備基準のうち、居室の定員については、入所者のプライバシーが守られる等の条件が満たされた場合は、2人以上4人以下とすることができることとした。(第152条関係)

### 3 施行期日

平成25年4月1日

**12** 福知山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（新規）【高齢者福祉課】

#### 1 制定の理由

地域主権改革に基づく、介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める必要がある。

#### 2 制定の内容

介護保険法の一部改正により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を条例で定めることとした。また、市独自基準として次のとおり規定することとした。

- (1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等を図るため、必要な体制の整備等を行い、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないこととした。(第3条関係)
- (2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、暴力団の支配及び影響を排除するため、管理者及び従業員は、暴力団員でないこと等を遵守しなければならないこととした。(第3条関係)
- (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、災害対応にかかる取組みをしなければならないこととした。(第3条関係)



- 3 施行期日  
平成25年4月1日

**13** 福知山市介護保険条例の一部を改正する条例（一部改正）【高齢者福祉課】

- 1 改正の理由  
介護認定審査会の委員の定数変更に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容  
介護認定審査会の委員の定数を45人から60人とする事とした。  
(第2条関係)
- 3 施行期日  
平成25年4月1日

**14** 福知山市企業誘致促進条例の一部を改正する条例（一部改正）【産業立地課】

- 1 改正の理由  
企業誘致のための奨励措置の対象となる企業の業種を拡大することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容  
奨励措置の対象に物流関連施設及び情報関連施設を加える事とした。  
(第2条関係)
- 3 施行期日  
平成25年4月1日

15 京都北部中核工業団地工場誘致に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【産業立地課】

1 改正の理由

企業誘致のための奨励措置の対象となる企業の業種を拡大することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 奨励措置の対象に研究施設、物流関連施設及び情報関連施設を加えることとした。(第2条関係)

(2) 文言の整理を行うこととした。(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、附則関係)

3 施行期日

平成25年4月1日

16 福知山市道路の構造の技術的基準を定める条例（新規）【土木課】

1 制定の理由

地域主権改革に基づく、道路法の一部改正に伴い、道路の構造の技術的基準を設けるため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

道路法の一部改正に伴い、市道の道路の構造の技術的基準を条例で定めることとした。

3 施行期日

平成25年4月1日

**17** 福知山市道路標識の寸法に関する基準を定める条例（新規）【土木課】

1 制定の理由

地域主権改革に基づく、道路法の一部改正に伴い、道路標識の寸法に関する基準を設けるため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

道路法の一部改正に伴い、本市の道路標識の寸法に関する基準を条例で定めることとした。

3 施行期日

平成25年4月1日

**18** 福知山市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例（新規）【土木課】

1 制定の理由

地域主権改革に基づく、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を設けるため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、高齢者、障害者等が移動をしやすくするために、必要な道路の構造に関する基準を条例で定めることとした。

また、市独自基準として、排水施設の溝蓋の設置基準等について定めることとした。  
(第11条関係)

3 施行期日

平成25年4月1日

**19** 福知山市準用河川管理施設等の構造に関する条例（新規）【土木課】

1 制定の理由

地域主権改革に基づく、河川法の一部改正に伴い、準用河川管理施設等の構造の技術的基準を設けるため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

河川法の一部改正に伴い、本市の準用河川管理施設等の構造の技術的基準を条例で定めることとした。

3 施行期日

平成25年4月1日

**20** 福知山市営住宅等の整備の基準に関する条例（新規）【建築課】

1 制定の理由

地域主権改革に基づく、公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅等の整備の基準を設けるため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

公営住宅法の一部改正に伴い、温室効果ガスの排出の抑制等、市営住宅等の整備の基準を条例で定めることとした。

3 施行期日

平成25年4月1日

**21** 福知山市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（新規）【都市計画課】

1 制定の理由

地域主権改革に基づく、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準を設けるため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴

い、高齢者、障害者等が移動しやすくするために必要な特定公園施設の設置の基準を条例で定めることとした。

3 施行期日

平成25年4月1日

**22** 福知山市道路占用料条例の一部を改正する条例（一部改正）【土木課】

1 改正の理由

道路法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要がある。

2 改正の内容

道路法施行令の一部改正により、条例で引用する条項の変更が生じたため、文言の整理を行うこととした。 (別表関係)

3 施行期日

平成25年4月1日

**23** 福知山市営住宅条例の一部を改正する条例（一部改正）【建築課】

1 改正の理由

地域主権改革に基づく、公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の入居資格者の収入基準等を条例で定めるため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 入居資格者の収入基準を条例で定めることとした。 (第6条関係)

(2) 同居者要件について、市の独自基準を定めることとした。

(第6条関係)

(3) 親族以外の者の同居の承認について規定することとした。

(第16条関係)

(4) 文言の整理を行うこととした。 (第7条、第32条関係)

3 施行期日

平成25年4月1日

**24** 福知山市都市公園条例の一部を改正する条例（一部改正）【都市計画課】

1 改正の理由

地域主権改革に基づく、都市公園法の一部改正に伴い、都市公園及び都市公園の施設の設置の基準を条例で定める必要がある。

2 改正の内容

- (1) 都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を設けることとし、市の区域内における市民1人当たりの公園敷地面積の基準を20㎡以上とすることとした。

(第1条の2関係)

- (2) 都市公園の公園施設の設置基準を設けることとした。

(第1条の3関係)

3 施行期日

平成25年4月1日

**25** 福知山市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（一部改正）  
【給食センター】

1 改正の理由

福知山市三和学校給食センターの廃止及び福知山市学校給食センターの移転・統合に伴い、条例を改正する必要がある。

2 改正の内容

- (1) 学校給食の対象を全小中学校とした。 (2条関係)

- (2) 三和学校給食センターを削り、福知山市学校給食センターの所在地を変更した。 (別表関係)

3 施行期日

規則で定める日

26 福知山市立公民館条例の一部を改正する条例（一部改正）【中央公民館】

1 改正の理由

夜久野地域の3小学校の統合に伴い、旧小学校の体育館及び運動場を地域公民館の施設とするため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

統合される夜久野地域の3小学校の体育館及び運動場について、夜久野地域公民館施設とすることとした。  
(別表関係)

3 施行期日

平成25年4月1日